

三重県廃棄物対策局長からの重要な通知

「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」三重県廃棄物対策局長から平成24年5月7日付けで当協会に重要な通知がありました。

通知の内容

平成23年3月30日付けで環境省産業廃棄物課長から「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」通知があり、「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)」が示されました。

その通知によると「建設混合廃棄物(がれき類、廃プラスチック類、金属くず等に木くず、紙くず等が混在)から安定型廃棄物(がれき類、廃プラスチック類、金属くず等)の選別に際し生じた残さ(いわゆる「ふるい下残さ」)は、安定型産業廃棄物として取扱うことはできない。」(建設廃棄物処理指針P12、P14参照)とされましたのでご注意ください。

すなわち、これら産業廃棄物は管理型処分場でない処分できないとの通知です。詳細は環境省のホームページ(アドレス<http://www.env.go.jp/hourei/add/k035.pdf>)をお読みください。

質問にお答えします

問 「専ら物」とはどのような廃棄物ですか。

答 「専ら物」とは、産業廃棄物処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる古紙、くず鉄(古銅等を含む)あきびん類、古繊維(古着等)を専門的に取り扱っている既存の回収業者等は産業廃棄物処理業の許可の対象となりません。

(昭和49年3月25日付け厚生省環境衛生局長通知)

問 委託契約書で委託期間の変更であると、委託金額の変更の場合は口頭契約でよいのか。

答 契約内容の変更が軽微であっても、必ず文書を作成してください。契約期間の変更は覚書等でお互いが確認する必要があります。ただし、委託料金の変更の場合は印紙税法により収入印紙が必要となりますので契約書の締結しなおしが必要となる場合がありますのでご注意ください。処理する廃棄物が増えたり、増加するときは委託料金が変更されることもあるので、新たに委託契約を締結する必要があります。

問 委託契約書には廃棄物処理法で規定されている項目を全て記載しないといけませんか。例えば、金額とか金額単価、数量は別紙でもよいですか。

答 委託契約書には廃棄物処理法施行令第6条の2第4号に記載されている事項は全て記載しないといけません。別紙では委託基準違反が問われる場合がありますのでご注意ください。

三重県暴力団排除条例の概要(事業者に関する主な条文)～抜粋

～平成23年4月1日施行～

県民及び事業者の責務

- 第5条 県民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 県民及び事業者は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。



利益の供与の禁止

- 第19条 事業者は、その行う事業の円滑な実施を図るため、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与(以下単に「利益の供与」という。)をすること。
 - (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。
 - (3) 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益の供与をすること。
- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

暴力団の威力を利用することの禁止

- 第20条 事業者は、前条第1項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

契約時における措置等

- 第21条 事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあるときは、当該取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団でないことを確認するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明したときは、その契約を解除することができる旨の定めを設けるよう努めるものとする。

産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策のための講習会

平成23年12月9日広島市内での講習会で、講師の警視庁の松阪暴力団排除官から「暴力団と社会的に非難されるべき関係とは、一緒にゴルフをする、結婚式に参加する等。暴力団と知りつつ、仕事を頼む又は契約を交わすと排除対象となる。暴力団に脅されている人(脅されて物を買ってしまった等)は、以前は被害者の立場であったが、現在は関係者と見なされ、勧告の対象になる。不当要求に応じると、最初50万円の請求をされ、次回は100万円になる可能性がある上、1回支払った事そのものが弱みになるので、毅然とした態度で断らなければならない。

企業の暴力団の担当者1人が対応や方針を分かっているだけでは仕方ないし、暴力団に1人で対抗することは恐ろしいので、1人で悩む事は避け、会社は暴力団への基本方針を内外にハッキリさせ、組織的対策をしなければならぬ」と暴力団への対処方法について説明がありました。